

地方独立行政法人奈良県立病院機構令和元年度会計監査人業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第35条の規定に基づき、地方独立行政法人奈良県立病院機構（以下「法人」という。）の令和元年度における財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書についての監査を行う会計監査人を選任するため、公募型プロポーザル方式により会計監査人の選定を行う。

2 業務名

地方独立行政法人奈良県立病院機構令和元年度会計監査人業務

3 任期

知事が選任した日から令和元年度の財務諸表承認日までとする。ただし、今回の公募型プロポーザル方式で選定した会計監査人（以下「当該監査法人」という。）は原則として3年間継続することとし、令和2年度及び令和3年度においては、会計監査人としての適格性を欠くに至った場合や辞退する場合を除き、当該監査法人の意向及び当該年度の前年度の監査業務実績等についてのヒアリングの実施をもって、当該年度の会計監査人として選任する。この場合の任期は、各年度の財務諸表承認日までとする。

4 プロポーザル参加資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 法第37条に定める資格を有する公認会計士又は監査法人であり、公認会計士法（昭和23年法律第103号）その他諸法令における欠格事項に該当する者でないこと。
- (2) 病院を有する独立行政法人及び地方独立行政法人の会計監査を実施した実績があること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て中、又は再生手続中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て中、又は更生手続中でないこと。
- (5) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）又は建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成8年12月奈良県告示第427号）による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (6) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領又は奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (8) 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事業所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (9) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

- (10) 提案者の役員等が、その属する法人、自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。

5 参加申込書の提出

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、ア～オに定めるところにより、参加申込書を提出しなければならない。

ア 提出書類 参加申込書（様式1～3）

イ 提出部数 1部

ウ 提出期限 令和元年8月28日（水）午後5時00分（必着）

エ 提出場所 11のとおり

オ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

- (2) 提出された参加申込書等の内容、参加資格条件について審査を行い、不適切な場合は、非選定の通知を行う。

6 質問及び回答

- (1) 受付期間 令和元年8月15日（木）から令和元年8月28日（水）午後5時00分まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時00分まで）

- (2) 質問方法 別紙「質問票（様式4）」に質問内容を記入し、事前連絡の上、FAX又は電子メールあて送付して下さい。（審査の内容に関係しない軽易な質問内容を除き、電話又は口頭による質問は受け付けません。）

- (3) 提出場所 11のとおり

- (4) 質問内容に対する回答

上記受付期間内に受理した質問内容を全てまとめ、参加申込書の提出があった全事業者あて、令和元年9月2日（月）までにFAX又は電子メールで回答します。

7 提案書の提出に関する事項

- (1) 提出書類 提案書（様式5～8）、添付資料

- (2) 提出部数 8部

- (3) 提出期限 令和元年9月9日（月）午後5時00分（必着）

- (4) 提出場所 11のとおり

- (5) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

- (6) その他

ア 提出された参加申込書及び提案書等は返却しない。

イ 提出期限以降における提案書等の差し替え及び追加等は認めない。

ウ 提出された提案書は公正性、透明性、客観性を期すため公表することがある。

8 無効となる参加申込書又は提案書

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者が提出した提案は、無効とする。

また、次のいずれかに該当する参加申込書又は提案書は無効となることがあるので、留意すること。

- (1) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

- (2) 提案書に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。

9 最優秀提案者の選定方式

(1) 審査基準

審査に当たっては、以下の評価項目により評価する。

評価項目	評価の視点	配点
1 監査方針	【提案①】 ○監査実施上、工夫すべき点について	30 (5×6)
2 連携・業務支援	【提案②】 ○監事及び内部検査責任者との連携のあり方、法人に対する業務支援について	25 (5×5)
3 その他提案事項	【提案③】 ○その他、法人に対する提案事項等について（有料・無料の区分を含めて記載）	15 (5×3)
4 監査体制・実施計画	○監査チーム（監査責任者等の構成、役割）、監査実施者の経験、実績等 ○監査実施日程、監査業務に要する年間の日数及び人員	20 (5×4)
5 監査報酬見積費用	○評価点数は、次の式により求める。 評価の点数＝10点×（最も安価な見積額÷当該提案者が提示する見積額） （小数点以下切り捨て）	10 (10×1)
計		100

(2) 審査方法

上記の審査基準により企画提案審査委員会において審査を行い、1から5の評価項目を得点化した上で最も得点の高い者を最優秀提案者として決定する。

10 契約手続

提案書に記載された条件等を基本的条件とし、法人と最優秀提案者との間で具体的条件を定め、会計監査人業務を行うこととする。

11 担当部局（参加申込書、質問票、提案書の提出先及び問い合わせ先）

奈良県福祉医療部 医療政策局 病院マネジメント課 南和医療・病院機構係
〒630-8501
奈良県奈良市登大路町30番地
電話番号 0742-27-8647（直通） F A X 0742-22-7471
e-mail hpmana@office.pref.nara.lg.jp

12 その他

- (1) 公募型プロポーザル方式への参加に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 法39条に違反したときは、解任する。